

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部が改正されました

— 改正の概要 —

平成21年に本条例を施行してから7年が経過し、社会情勢等に変化が見られることから、この間に生じた課題、関連する市の各種計画の制定や改定、また関係法令の改正に対応する必要があるため、条例第3章、別表第4に定める技術基準のうち、下記の項目を改正します。

●改正項目

共同住宅等の駐車場設置台数 公園・緑化基準 生活環境の保全 地域コミュニティへの配慮
文化財の取扱い 景観への配慮 児童福祉施設の日照への配慮
浸水想定区域への配慮（新規） 防犯対策への配慮（新規） 掲示板の設置（新規）

— 主な改正内容 —

■共同住宅等の自動車駐車場設置台数の減

全戸数の2分の1の台数以上
※主たる居室が1である場合、全戸数の4分の1の台数以上

■公園基準の見直し

整備した公園を自主管理とする条件について、次の内容を追加
①周辺に規則で定める規模の児童遊園地が存在する場合
②規則で定める基準で整備することが難しい場合

■緑化基準の見直し

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の対象外となる3,000㎡以上の開発について、10%以上の緑化施設の整備が必要となる

■生活環境の保全の見直し

記載内容の整理

■地域コミュニティへの配慮の見直し

入居者等に対する町内会への加入案内及び工事等の施工に際して町内会との調整を求める

■文化財の取扱いの見直し

記載内容の整理

■景観への配慮の見直し

朝霞市景観計画制定による記載内容の整理

■児童福祉施設の日照への配慮の見直し

子ども・子育て新制度の施行等に基づく記載内容の整理

■浸水想定区域への配慮（新規）

河川氾濫による浸水に対処するよう配慮を求める

■防犯対策への配慮（新規）

照明灯及び防犯カメラの設置を求める

■掲示板の設置（新規）

50戸以上又は3,000㎡以上の事業を行う場合は掲示板の設置を求める

— 施行日 —

平成29年4月1日施行

（施行の日以降に提出される条例第8条第1項の構想届出書に係る開発事業等技術基準については、適用し、同日前に提出された構想届出書については、なお従前の例による。）

— 問い合わせ先 —

| | | |
|---------------------|-------------------|--------------|
| ・ 条例全般について | 開発建築課 開発指導係 | 048-463-2510 |
| ・ 駐車場について | まちづくり推進課 交通政策係 | 048-463-1514 |
| ・ 公園・緑化について | みどり公園課 みどり公園係 | 048-463-0374 |
| ・ 生活環境の保全について | 環境推進課 環境対策係 | 048-463-1512 |
| ・ 地域コミュニティへの配慮について | 地域づくり支援課 地域づくり支援係 | 048-463-2645 |
| ・ 文化財の取扱いについて | 文化財課 文化財保護係 | 048-463-2927 |
| ・ 景観への配慮 | まちづくり推進課 都市計画係 | 048-463-2518 |
| ・ 児童福祉施設の日照への配慮について | 保育課 保育係 | 048-463-2836 |
| ・ 浸水想定区域への配慮について | 危機管理室 危機管理係 | 048-463-1788 |
| ・ 防犯対策への配慮について | 危機管理室 危機管理係 | 048-463-1788 |
| ・ 掲示板の設置について | 市政情報課 広報係 | 048-463-3059 |